

久喜市地域防災計画

概要版



平成 31 年 2 月

平成 30 年 7 月に西日本を中心に被害をもたらした豪雨では、大雨による河川の氾濫、土砂崩れが広範囲で発生しました。

また、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震では、一部地域で震度 7 を観測し、建物被害や土砂災害による被害、さらには北海道全域で大規模な停電が発生するなど、ともに多くの尊い命や財産が失われました。

久喜市では、近年発生した災害の教訓等を踏まえ、平成 30 年度に久喜市地域防災計画の見直しを行いました。

この計画は、災害対策基本法の規定に基づき策定される計画であり、「防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱」等を定める防災対策の基本となるものです。

本書は、久喜市地域防災計画の中で、市民の皆さまに知っていただきたい内容を、概要版としてまとめたものです。

多くの方々に、市における災害対策に関心を持っていただくとともに、今後の地域での防災力の向上に役立てていただくことを目的として作成しています。

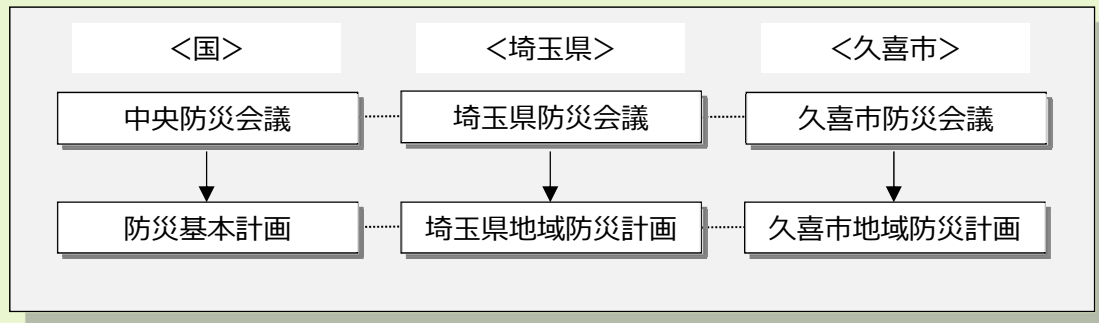
— 地域防災計画とは —

地震や洪水などの自然災害や大規模な事故災害による被害を最小限におさえ、地域に生活する人々の生命、身体及び財産を災害から保護するために、平常時の備えや災害発生時の対応などを定めたものが地域防災計画です。

久喜市地域防災計画には、市域で起こりうる災害に対して、市をはじめとする防災関係機関、事業所がそれぞれ果たすべき責務と役割や、市民の皆さまの災害への備えなどが記載されており、市の災害対策の基本となる計画です。

1 計画の体系

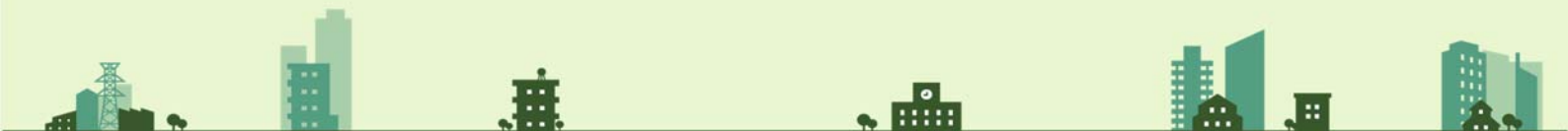
久喜市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、国の「防災基本計画」や県の「埼玉県地域防災計画」を踏まえ、「久喜市防災会議」が作成する計画です。



2 計画の構成

久喜市地域防災計画は、次のような構成となっています。

第1編 総則編	計画の目的、防災関係機関などの役割を定めるとともに、市の自然環境、社会環境などを記載しています。
第2編 風水害編	風水害、大規模事故、地震等による被害の発生を防止、または最小限にするため、平常時から実施する施策ならびに災害発生時の応急対策活動などについて定めています。
第3編 事故災害対策編	
第4編 震災対策編	
第5編 広域応援編	大規模災害発生時の久喜市と他都県の応援体制等の取り組みについて定めています。
第6編 複合災害対策編	自然災害・事故災害等による複合災害が発生した場合の応急対策活動などについて定めています。



3 計画で対象とする災害

久喜市地域防災計画では、市で発生する可能性がある災害を対象としています。

■風水害（洪水、突風・竜巻、雪害等）

市は、北東側で利根川、南西側で元荒川に隣接し、また市域には多くの河川が流れています。近年、全国的に豪雨による災害が発生しているため、市においても大雨が降った場合には、堤防の決壊、内水の氾濫などによって浸水被害が発生するおそれがあります。



■地震災害（地震、東海地震、火山噴火等）

埼玉県の地震被害想定によれば、関東平野北西縁断層帯地震が発生した場合、市に最も大きな被害をもたらすおそれがあります。

※「関東平野北西縁断層帯地震」は、今後30年以内の発生確率は低い（0%～0.008%）ものの、大規模な地震が発生するとされています。



【久喜市における関東平野北西縁断層帯地震による被害想定結果】

マグニチュード	最大震度	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死傷者	負傷者
8.1	7	537棟	2,566棟	63棟	28人	403人

出典) 埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）

■事故災害（事故、火災、危険物等災害、放射性物質災害等）

事故災害として、市域で起こりうる大規模火災、危険物等災害、放射性物質災害、道路・鉄道事故などの災害を想定しています。

■複合災害（風水害、地震災害、事故災害等の複合災害）

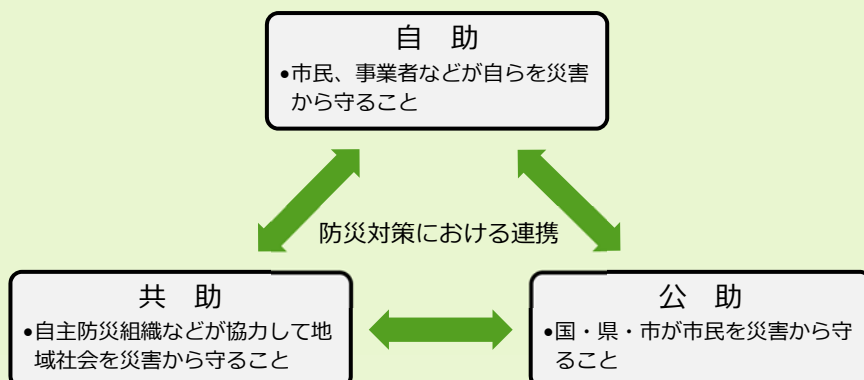
複合災害として、地震とその直後の台風による河川氾濫、地震からの復興中に発生する河川氾濫などの災害を想定しています。



4 災害対応の基本方針（自助、共助、公助の連携）

災害時の行政の対応能力には限界があります。そのため、大規模な災害時における災害対応は、行政が被災した方々を支援する「公助」とともに、自分で自分自身や家族の安全を守る「自助」、地域や自治会でお互いに助け合う「共助」が互いに連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるものとなります。

こうした観点に立ち、自助、共助、公助の連携のもとに、地域における防災力の整備、強化を図り、市民の誰もが、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。



— 風水害対策 —

1 風水害予防対策

- 降雨による浸水から市民の皆さまの財産を守るため、河川・水路の改修整備の充実を図るとともに、遊水・保水機能の保全を図ります。
- 災害情報の収集、伝達体制を整備し、関係機関と連携した救出救助、水防・消防、避難、医療救護など、様々な活動体制の整備を進めます。
- 近隣の自治体、遠方の自治体、各種団体などとの協力応援協定の締結を進めていきます。
- 防災ハザードマップの配布や市のホームページにより、浸水想定区域や指定緊急避難場所・指定避難所の位置、災害発生時の行動基準などをお知らせします。
- 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設を計画に定め、避難確保計画や避難訓練実施のための確認や支援を行います。



2 風水害応急対策

■ 活動体制の確立

風水害は地震災害と異なり、気象情報を事前に把握することができるため、あらかじめ活動体制を確立し、災害発生に備えることとなります。計画では、気象台からの気象警報の発表や台風の進路予報などにに基づき、災害発生のおそれがある場合の活動体制、職員の動員計画などを定めています。



■ 応急対策活動

風水害における避難活動は、災害が発生する前に避難を実施し、人命を保護することが重要です。市は、気象情報などを収集するとともに、災害発生危険性が高くなった場合、避難に関する情報を発表します。同時に指定避難所を開設し、危険区域にお住まいの方々の避難活動を行います。

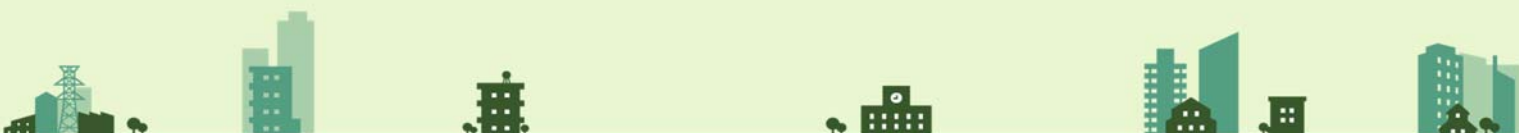
3 風水害復旧復興対策

■ 災害復旧事業

被災した公共施設などについて、災害復旧事業計画を作成し、国や埼玉県の財政援助措置を受けながら速やかに施設の復旧を図ります。

■ 被災した方々の生活再建に向けた支援

災害発生後の人心の安定と社会秩序の維持を目的として、被災した方々の生活再建などの支援を行います。



4 突風・竜巻等対策

突風や竜巻は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難です。

そのため、竜巻等突風に関する普及啓発の推進や学校での指導など竜巻の発生、対処に関する知識の普及を図ります。



5 大規模水害対策

■避難対策活動

大規模な水害が発生した場合、市域のほぼ全域が浸水します。市は、適時・的確な避難の実現を図るため、国及び埼玉県と連携し、浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析を行います。

また、大規模水害により指定避難所等が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図ります。



■大規模水害対応力の強化

大規模水害による被害を最小限とするためには、地域が協力して水防活動や避難の呼びかけなどの活動を組織的に行う必要があります。市は、市民の皆さまが行う防災活動の必要性について啓発を行い、自治会などを中心とした自主防災組織の整備の支援を行います。

■計画的な土地利用

市及び埼玉県は、市民の皆さまが住宅等を建設する際に参考となるよう、防災ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報のより一層の周知・広報に努めます。

また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住み方についても、理解を推進するとともに、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫など、まちづくりと一体となった対策を検討します。

6 雪害対策

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者の皆さまの自主的な取り組みや防災活動への協力が不可欠です。

市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪の協力について普及啓発に努めます。

また、異常な積雪時には、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行うとともに、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討します。



— 震災対策 —

1 震災予防対策



- 建物の耐震性・防火性の向上、ブロック塀等の転倒防止対策、オープンスペースの確保などを、計画的に行い、安心して生活できる災害に強いまちづくりに取り組みます。
- 地震時に予想される同時多発性火災への対策のため、常備消防力の整備強化及び消防団の育成に、より一層努めます。
- 既存建築物、都市施設等の震災対策、地震火災、避難の安全確保に関する調査研究を行い、今後の防災行政に反映させます。

2 震災応急対策

■ 活動体制の確立

地震災害は前触れなく突然発生するため、迅速な初動活動体制の確立が重要です。計画では、震度に応じた活動体制、職員の動員計画や勤務時間外の参集方法を記載しています。

被害が大きい場合は、埼玉県、自衛隊などの外部機関に応援を要請し、活動体制を強化します。



■ 応急対策活動

地震災害発生直後の初動対応期においては、災害情報の収集と、人命の保護のための活動を重点的に実施します。

また、自主防災組織やボランティアなどと積極的に連携し、きめ細やかな応急対策の実施に努めます。

さらに、市は指定避難所を開設・支援し、住民組織を主体とした運営を開始するとともに、被災者相談窓口を設置し、被災した方々への対応を行います。



3 震災復旧復興対策

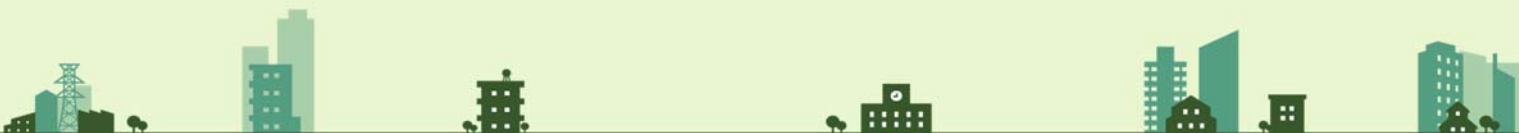
■ 震災復興事業

震災復興計画に基づき、震災復興事業の推進に努めます。

震災復興計画は単に被災した施設を原型復旧するだけでなく、さらに災害に強い防災都市づくりを目指した計画とします。

■ 罹災証明書の発行

住民の皆さまが、各種被災者救護対策を受けるため、また、保険請求時に必要な罹災証明書について、遅滞なく発行します。



4 火山噴火降灰対策

富士山や浅間山、草津白根山が噴火した場合には、市域でも風向きによっては降灰の可能性が考えられます。

市及び埼玉県は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報発信や報道がなされたときに理解できるよう、知識の普及啓発を図ります。



— その他の災害対策 —

1 事故災害対策

■ 活動体制の確立

事故が発生した場合、まず、警察・消防が初動対応にあたります。警察・消防からの事故情報によって、市として特別な対応を必要とする大規模事故と判断した場合、市は災害対策本部を設置して応急対策活動を実施します。

■ 応急対策活動

大規模事故による災害発生直後の対応では、事故現場の周辺にお住まいの方々への情報伝達や避難活動など、人命の保護のための活動を重点的に実施します。また、周辺の自治体や県内の消防機関へ応援協力を求め、被害の拡大防止に努めます。



2 広域応援

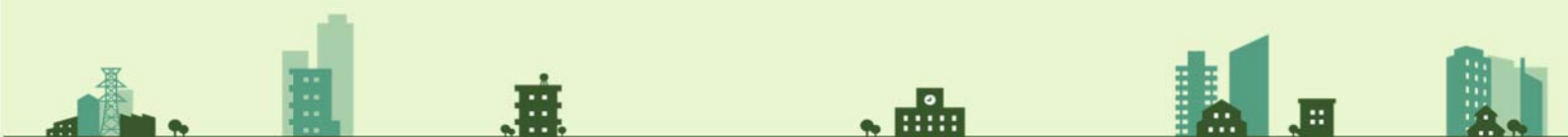
広域に被害が及ぶ大規模災害の発生時には、市域において被害が軽微だった場合、市は避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災地の救援、復旧・復興に取り組みます。

埼玉県は、他の都県知事から避難者受入れの要請があった場合、埼玉県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、県内各市町村長に対して各市町村が設置する避難所での避難者の受入れを要請します。市は、要請のあった場合、避難所の管理者と協議の上、直ちに避難所を提供します。

3 複合災害対策

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うため、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施するとともに、応急活動体制を迅速に立ち上げます。

また、交通規制や道路の修復、避難所の再配置等を行うことで、被害の軽減に努めます。



— 情報の収集先 —

災害用伝言サービス

災害用伝言サービスを用いて、家族間や知人間などの、安否の確認連絡に活用できます。

災害用伝言ダイヤル 「171」にダイヤルし、ガイダンスにしたがって録音または再生することができます。

「171」+ **171 + 録音 1 + 被災した方の電話番号(市外局番から)** ※録音時間は、1回の伝言で30秒以内です。

171 + 再生 2 + 被災した方の電話番号(市外局番から)

災害用伝言板

被災した方が伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして伝言を確認できます。

※登録する場合は、各携帯電話会社から災害用伝言板にアクセスし、現在の状態の選択及びコメントの入力をした上、登録してください。確認する場合は、安否を確認したい方の携帯電話を検索し、伝言を確認してください。

※登録できる文字数は、1回の伝言で100字以内です。

災害用伝言版 web171

PC、携帯電話等から携帯電話等の電話番号を入力して安否情報を登録・確認できます。

※災害用伝言版 web171 にアクセスし、電話番号を入力し、伝言の登録または確認をしてください。

災害用音声お届けサービス

携帯電話から音声メッセージを送信することができます。

※対応する携帯電話でアプリケーションをインストールします。送信する場合、電話番号の入力及び録音をして音声を送信します。受信する場合、音声ファイルをダウンロードし、再生します。

※1回の伝言で30秒以内です。

災害・防災情報の収集

防災行政無線メール配信サービス

市の防災行政無線で放送した内容について、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせします。**kuki.bousai@mpme.jp** (登録用メールアドレス)



(QRコード)

※登録用メールアドレスに空メールを送信するか、QRコードを携帯電話で読み取り、メールを送信すると、折り返し「メールサービス本登録のご案内」というメールが届きます。このメール本文の本登録用のアドレスをクリックして、案内に沿って本登録をしてください。

埼玉県防災情報メール

登録された方の携帯電話などに、埼玉県から防災に関する情報をメールでお知らせします。

【参考】<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091202-28.html>

防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができます。

0480-22-6177 (通話料がかかります)

※放送直後から利用できます。

※新しい放送内容から順に再生されます。

※定時放送(お昼のサイレン、児童生徒への帰宅呼びかけ、市の歌)は聞くことができません。

緊急速報メール(エリアメール)

株式会社NTTドコモが提供する緊急速報『エリアメール』、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社が提供する『緊急速報メール』で、避難勧告等の重要な緊急情報を市エリア内の対応携帯電話に向け配信します。

気象情報・防災情報ホームページ紹介

国土交通省(防災情報提供センター) <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

国土交通省(川の防災情報) <http://www.river.go.jp/>

気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

埼玉県(川の防災情報) <http://suibo.saitama-river.info/>

久喜市 <https://www.city.kuki.lg.jp/>